

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 8 月 1 9 日

いわき農林事務所長

工事（委託業務）番号	第 2 6－3 6 2 7 0－0 0 1 0 号
工事（委託業務）名	治山施設（県営）0 8 0 1 工事
質 問 事 項	
・準備工内の主幹部の産業廃棄物処分料金（木くず）ですが、特記仕様書は 8m3、金抜き設計書は 4.46 t となっております。4.46 t でよろしいでしょうか。 ・準備工内の枝条の産業廃棄物処分料金（木くず）ですが、特記仕様書は 2m3、金抜き設計書は 1.32 t となっております。高崎クリーンは m3 当りの単価ですので、t 表記に換算する場合どのように算出すればよろしいでしょうか。ご教示お願いいたします。 ・伐採経費条件において、トラック損料は「普通型 10～11 t 積」でよろしいでしょうか。 ・伐採経費条件において、タイヤ損耗費は「普通」でよろしいでしょうか。 ・伐採工の施工範囲が図面に表記されていないためご教示お願いします。また、伐採範囲外を施工しないと伐採ができない場合は、協議変更対象でしょうか。 ・工事で高圧線が支障となる場合は、高圧線保護カバー設置費用は協議変更対象でしょうか。 ・既設落石防護柵撤去・再設置で撤去した材料が使用できない場合は、新設材料費は協議変更対象でしょうか。 ・仮設工モノレール設置箇所竹伐採は見積りでの協議変更対象でしょうか。	
回 答 事 項	

・産業廃棄物処分に掛かる料金が重量単位であるため、処分料金に掛かる数量は 4.46 t となります。

・木くず等の産廃処理に掛かる単位当たりの換算係数については、平成 18 年 12 月 27 日付け環産発第 061227006 号「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」<https://www.env.go.jp/recycle/waste/manifest.html>及び、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター公表の「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>を準用しております。

・伐採経費のトラック規格は普通型 10～11 t 積となります。

・伐採経費のタイヤ損耗率は良好となります。

・伐採工の範囲については、落石防止網工の施工に必要な範囲としており、上方は仮設工（モノレールの線形）より約 2 m 外側の範囲、下方は保安林境界（地番界）までの範囲としております。なお、上記範囲外で施工上支障となる立木がある場合は、変更により対応するため福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議対象とします。

・高圧線が工事施工に支障となる場合は、関係機関と調整するため、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議対象とします。

・既設落石防護柵撤去・再設置において、撤去した部材が再利用困難である場合は新材に変更するため、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議対象とします。

・伐竹については共通仮設費（準備工）に含まれておりますが、現地状況等により別途費用を積み上げる必要がある場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議対象とします。